

吸収合併に係る事後開示書面

2023年10月2日

東京都渋谷区恵比寿四丁目6番1号
株式会社フライトソリューションズ
代表取締役社長 片山 圭一朗

当社（旧 株式会社フライトホールディングス、2023年10月1日社名変更）は、株式会社フライトシステムコンサルティング（以下「FSC」といいます。）と合併し、FSCの権利義務を承継する吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行いましたので、会社法第801条第3項の定めに従い、次のとおり会社法施行規則第200条で定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

1. 吸収合併が効力を生じた日
2023年10月1日
2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
会社法第784条の2の規定に基づく、本吸収合併をやめることの請求はありませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過
本吸収合併に対する反対株主はいませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過
FSCは新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定に基づく、新株予約権者への通知又は公告は行っておりません。
 - (4) 会社法第789条の規定による手続の経過
会社法第789条の規定に基づく公告を行いました。本吸収合併に異議を述べた債権者はいませんでした。
3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社法第797条及び第799条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過
会社法第796条の2の規定に基づく、本吸収合併をやめることの請求はありませんでした。
 - (2) 会社法第797条の規定による手続の経過
会社法第797条の規定に基づく通知を行いました。本吸収合併に対する反対株主はいませんでした。
 - (3) 会社法第799条の規定による手続の経過
会社法第799条の規定に基づく公告を行いました。本吸収合併に異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併承継会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項
当社は、2023年10月1日をもって、吸収合併契約書に従いFSCの権利義務を承継いたしました。
5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
別紙のとおりです。
6. 会社法第921条の変更の登記をした日
2023年10月2日（予定）
7. 前1.乃至6.のほか、吸収合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上